

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

カンボジア質問状原稿(0917)_事務所

<現地事務所向け質問>

【1】出願権利化に関する質問

I. 方式について

1. (1) 実施規則第 33 条(Rule33)に規定された現地代理人への委任状の署名については、権限の証明・署名の公証が求められますか。求められる場合、①役職証明書、②公証人(日本)の署名認証、③前記書類の領事認証が必要でしょうか。公証が必要な場合、日本法に基づく代理認証が許容されますか。面前認証が求められますか。
2. (2) 工業財産法第 17 条及び実施規則第 6 条(Rule6)に規定された発明者から出願人への譲渡証書の署名については、権限の証明・署名の公証が求められますか。求められる場合、①署名者の役職証明書、②公証人(日本)の署名認証、③前記書類の領事認証が必要でしょうか。公証が必要な場合、日本法に基づく代理認証が許容されますか。面前認証が求められるか。また、譲渡証書(工業財産法第 17 条 2 項の陳述書)に必要な内容は何でしょうか。
3. (3) 雇用契約書に基づく職務発明の場合、特許を受ける権利は使用者側にあり、発明者からの譲渡証書は不要でしょうか。
4. (4) 工業財産法第 28 条及び実施規則第 20 条(Rule20)に規定された優先権証明書は審査官が求めた場合のみ提出すればよいという理解であっていますか。また、どのようなケースで審査官は優先権証明書を要求するのですか。
5. (5) 実施規則第 20 条(Rule 20)によると、クメール語以外の優先権証明書には必ず全訳の提出が必要という理解でよいですか。部分訳の提出等は認められ得ますか。また、優先権証明書が英語、もしくは英語翻訳があった場合にもクメール語翻訳は必要ですか。優先権証明書の提出期限を延長することは認められますか。
6. (6) クメール語以外の書面で出願した場合、出願日を確保することは可能ですか。可能な場合、許容される言語を教えてください。実施規則第 11 条(Rule 11)によると、①クメール語又は英語以外の言語での出願明細書の英語翻訳は、6 カ月以内に提出する必要がある、②クメール語以外の全ての出願は 6 カ月以内にクメール語翻訳文を提出する必要があるとありますが、正式な出願明細書は最初に提出したものでしょうか。あるいは、後に提出したクメール語翻訳ででしょうか。また、クメール語の誤訳訂正は出

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

願中、登録後いずれも可能でしょうか。後の訴訟等においては、「誤訳訂正後のクメール語クレーム・明細書」が参酌されますか。

97.(7) 特許請求の範囲の記載形式について、ジェプソククレーム、マーカッシュクレーム、ミーンズ+ファンクションクレームは記載可能でしょうか？また、権利解釈上の決まり事はありますか？また、マルチのマルチ従属形式は可能でしょうか。

98.(8) クレームの従属形式にルールがあれば教えてください。

99.(9) 明細書に先行技術開示義務はありますか。

(商標に関する質問)

76.(10) 保護を希望する商品又はサービスの種類の指定について、包括的な記載が認められますか。登録を受けるためにはどの程度詳細に記載しなければなりませんか。

77.(11) クメール語以外の言語のみからなる文字商標は登録されますか。日本語の漢字、カタカナ、ひらがなを用いた商標は商標登録されますか。

78.(12) 外国で著名な商標であって、カンボジア国内で著名でない商標について、
①商標登録出願がある場合、その商標登録出願人が外国で著名な商標の商標権者と異なる出願人でも商標登録されますか。
②外国で著名な商標の商標権者と異なる者がカンボジアで当該商標を使用している場合、その使用を規制することはできますか。カンボジアでの商標登録が悪意である場合判断が変わりますか。
③外国で著名な商標の商標権者と異なる者がカンボジアで当該商標の商標権者である場合、その使用を規制することはできますか。また、その登録を取り消すことができますか。カンボジアでの商標登録が悪意である場合、判断が変わりますか。

79.(13) 閣僚会議令第 18 条 (Article 18) によると、商標の拒絶査定に対し、商務省控訴委員会または管轄の裁判所に控訴できる、とありますが、前者はどのような組織ですか。また、両者への控訴の違いはありますか。

80.(14) 出願時、出願に係る商標を、カンボジアで使用している必要はありますか。

81.(15) 閣僚会議令第 21 条 (Article 21) に規定された宣誓書に関し、5年経過後の宣誓書提出時には、登録証の写しでは無く、原本の提出が必要ですか。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

82.(16) 登録から5年経過後、及び商標の更新から5年経過後、不使用についての宣誓書を提出する場合、登録が取り消されることはありますか。

83.(17) 出願時及び更新時、商標の見本を15個提出するとのことですが、具体的にどのようなものを提出すればよいのですか。

84.(18) 商標法第4条(e)では、「それが他の企業の同一であるか若しくは類似する商品又はサービスについてカンボジア王国において周知である標章若しくはサービスと同一であるか又は混同を生じる程に類似しているか、又はその翻訳を構成する場合」は拒絶される旨記載されていますが、実際に商標の保護範囲は類似の商品について及ぶのでしょうか。その範囲はどの程度でしょうか。

II. 他国審査書類の提出

7.(19) 工業財産法第30条、第31条によると、同一発明の外国出願の出願日・出願番号、その審査経過書類(オフィスアクション・サーチレポート、特許証コピー、拒絶査定の写真)を審査官の求めに応じて提出する必要があるとのことですが、具体的にはどの程度が求められますか。①国際調査報告、②特定の国のサーチレポート、③特定の国の査定、④特定の国の引例、オフィスアクションのいずれかで良いのでしょうか。

III. 公開について

8.(20) 登録前出願の公開はされていますでしょうか。公開されている場合、紙媒体でしょうか。特許登録の公告はどのようになされているのでしょうか。工業財産法第118条の抄本の入手方法、閲覧方法を教えてください。

IV. 実体審査: 審査の手順について

9.(21) 審査請求手続きは必要でしょうか。不要な場合、出願人の審査続行の意思確認が行われる場合がありますか。

10.(22) 審査の手続きはどのような形で進みますか。実体審査は行われていますか。他国の審査を参酌される場合、どの国のものを参酌されますか。あるいはどの国へ審査を委託されますか。

11.(23) 工業財産法第69条に、実用新案が「新規であり、かつ、産業上利用可能な何らかの考案であって、製品若しくは方法であるか又は製品若しくは方法に関係すること

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ができるもの」と定義されていますが、製品の製造方法も対象となりますか。

12.(24) 権利行使可能な意匠の類似範囲を教えてください。工業財産法第 90 条に基づけば、「自由に変更する余地がある範囲において類似する意匠」にまで権利範囲は及び得るのでしょうか。

13.(25) 意匠の審査手順を教えてください。特許権と比べて、登録までに要する時間が短い等の違いがありますか。

V. 実体審査:新規性・進歩性について

(以下、工業財産法、又は実施規則に定められている実体審査に関わる事項について、今後どのように扱われるか、教えてください。)

14.(26) 工業財産法第 18 条(記載要件)によると「明細書は、…発明を実施するために出願人に知られている最善の方法を開示しなければならない。」とありますが、ベストモードを記載しないことにより特許無効となるのでしょうか。

15.(27) 優先日時点で未公開の先願は、先行技術を構成しないという理解でよろしいでしょうか。すなわち、工業財産法第 12 条に該当する同一発明でなければ、後願は登録されますか。

16.(28) 工業財産法第 12 条によると、二重特許は拒絶されるという理解でよろしいでしょうか。あるいは例えば出願人が同一の場合、同一発明の後願は登録されますか。

17.(29) 優先日時点で未公開の先願があった場合でも、同一発明(同一クレーム)でなければ後願は特許されますか。出願人が同一かどうかで違いがありますか。

18.(30) 工業財産法第 6 条の新規性喪失の例外規定(グレースピリオド)の適用を受ける場合、願書における記載、証明書類の提出が求められるか。求められる場合、どのような証明が必要でしょうか。また、発明者と発表者に齟齬がある場合もグレースピリオドは認められますか。

19.(31) 治療方法は特許登録されませんが、第 1 医薬用途、第 2 医薬用途は認められるでしょうか。認められる場合、それぞれどのような形式のクレームで認められますか。

20.(32) 公知化合物の塩、結晶型の特許は認められますか。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 21.(33) 工業財産法第 24 条、第 25 条にいう「特許付与のために整備される時」とは登録査定日か、設定登録日かいずれでしょうか。分割出願は、登録査定・拒絶査定後も可能でしょうか。工業財産法 23 条に基づき単一性なしと判断された場合の分割出願期限は 5 カ月とありますが、5 カ月目以降は査定前であっても分割出願できなくなるのでしょうか。
- 22.(34) 工業財産法第 27 条によると、カンボジア国内出願に基づく優先権主張は可能という理解でよいでしょうか。
- 23.(35) 工業財産法第 32 条等は、PCT 加盟後に有効となるという理解でよいでしょうか。
- 24.(36) 工業財産法第 121 条にいう手続期間の延長は、どのような理由で認められますか。そもそもこの手続期間を定めた規則はあるのでしょうか。また、手続期限は登録官により通知されるのでしょうか。
- 25.(37) 工業財産法第 122 条にいう「聴聞」は口頭諮問でしょうか。例えば拒絶査定前には口頭諮問が通知されるということでしょうか。これまでに、特許又は意匠が拒絶査定となった事例がございますでしょうか。
- 26.(38) 拒絶査定不服審判制度、無効審判制度は無く、裁判所に提訴することになるのでしょうか。
- 27.(39) 早期権利化の制度はありますか。早期登録を希望する場合、どのような出願ルートがありますか。特許、意匠それぞれについて教えてください。

VI. 代理権について

- 28.(40) 工業財産法第 116 条によると、カンボジア国外の個人及び法人が出願を行う場合、カンボジア国内に居住しかつ開業している代理人を通じてのみ出願できるとありますが、当該代理人は登録されていますか。また、資格の取得方法、研修方法について教えてください。
- 29.(41) 上記代理人は何人ぐらいいますか。
- 30.(42) 上記代理人は、権利行使及び訴訟にも関わることができますか。
- 31.(43) 商標の代理人と、特許・実用新案・意匠の代理人は共通ですか。あるいは資格が異

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

なりますか。

VII. 法整備について

- 32.(44) 2003 年以降制定・改正された知的財産関連法案、及び施行規則はありますか？あればその内容の概略を教えてください。例えば、「特許と実用新案付与の手続きに関する布告(2007 年 5 月 28 日制定及び施行)」は、既に施行されているのでしょうか。
- 33.(45) 工業財産法第 130 条にいう規則、手数料納付に関する規則は既に発効されていますでしょうか。
- 34.(46) 工業財産法第 115 条に規定されたライセンス契約登録の手続きの手順、及びどのように利用されているかを教えてください。また、通常実施権の許諾に際しても登録・公告は必要でしょうか。ライセンス契約の登録を怠った場合の不利益はありますか。でしょうか。
- 35.(47) IPR Enforcement について、工業財産法第 126 条にいう「一般的法律」は何でしょうか？刑事罰・損害賠償について規定されている法律を教えてください。
- 36.(48) 登録簿抄本を入手する要件として知財法第 118 条に記載されている、「規則に規定する条件」とはどのようなものでしょうか。
- 37.(49) 工業財産法第 4 章(第 77 条から第 86 条)の国際出願に関する規定は、PCT 未加盟の現時点では発効していないという理解でよろしいでしょうか。

【3】先使用に関する質問

I. 関連法、規則について

- 38.(50) 工業財産法第 44 条に、先使用权について規定されています。その他、先使用証明手続きのための政令の制定等がありますでしょうか。制定されていたら、その内容や英訳文をご教示ください。

II. 実施行為について

- 39.(51) 先使用权が認められる実施行為とは、出願日前あるいは優先日前にカンボジアで善意の利用者による実施行為が該当すると認識していますが、実施行為に、外国での実施は含まれますか。それともカンボジア国内のみでの行為のみでしょうか。
- 40.(52) 外国での実施行為に対してカンボジアの先使用权が認められる場合、当該先使用

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

権を主張するために必要な書類、および当該書類を用いた手続きをそれぞれ具体的に御教授ねがいます。

- 41.(53) 工業財産法第 42 条には輸入が特許実施の行為とされています。先使用において、輸入行為は実施として認められますか。また、輸出行為についてはいかがでしょうか。

III. 先使用証拠確保の手法について

- 42.(54) 日本では公証役場で確定日付という手続きがあります。その手続き時点にて、その書面が存在した証明となり、先使用証拠として有効と考えられています。カンボジアにおいても同様に書面存在の日付を確定するための手続はありますか。民法規定等に関連する条項はないでしょうか。日本と同じように先使用証明のための有力な証拠となると考えられないでしょうか。

- 43.(55) 日本では電子書面に日時を記載するタイムスタンプ押印が民間により行われております。カンボジアでもタイムスタンプをした書面が、その時点で存在した書面として有効と考えられますか。

- 44.(56) カンボジアにおいて、タイムスタンプのほかに、日付を確定させることができる方法がありましたら、ご教授ねがいます。

- 45.(57) 先使用証拠を電子システムにて保護する方法はありますか。

IV. その他

- 46.(58) 工業財産権において、先使用权について争いとなった事例があったらご教示ください。特に外国企業が当事者となった事例があればご教示ください。

- 47.(59) カンボジアにおいて、営業秘密を保護する方法はありますか。

【4】医薬品の特許について

I. 特許期間延長及びパテントリンケージについて

- 48.(60) 医薬品については工業財産法第 136 条に基づき現在特許保護の対象ではありませんが、有効成分の物質特許、製法特許等も医薬品には効力を有さないのでしょうか。また、2016 年 1 月 1 日からは解除され、特許の効力が及ぶことになると理解してよろしいでしょうか。この期間が延長される可能性はありますか。

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

49.(61) 医薬品許認可当局が要求する臨床試験-申請に要した期間について、医薬特許存続期間を延長する制度はありますか。また、今後制定される可能性はありますか。

50.(62) 医薬品承認機関は、特許の有無を確認して審査をおこなっていますか。

51.(63) 医薬品承認機関の審査において、ジェネリック医薬品の申請は、フルの臨床試験は不要で、Bioequivalenceを示せば許可されますか。

52.(64) 上記の質問に関して、許可される場合、イノベーター医薬品の申請に対する「データ保護」の制度はありますか。

【5】 その他の事項

53.(65) 貴所が経験されている範囲で、知財において外国企業がおかす誤り、誤解(出願・対応手続き、裁判)があれば教えてください。

54.(66) 特許事務所・調査会社等は、どのようにして先行技術調査、無効資料調査を行っていますか。

63.(67) 強制実施権について、工業財産法第 56 条から第 63 条の規定がありますが、実施希望者側から申請する手続があるのでしょうか。あるいは政府主導で設定されるのでしょうか

65.(68) 現地企業における、職務発明の承継、発明報奨についての運用の実態を教えてください。個々人との雇用契約書に、職務発明の取扱が明記されていない場合であっても、職務発明は使用者帰属と判断されるのでしょうか。

67.(69) カンボジア王国内で生じた発明を、最初にカンボジアで出願する必要は無いという理解でよろしいでしょうか。